



# 議会報

# ならは



経済産業省



復興庁



環境省



自民党復興加速化本部



衆議院議長



文部科学省



東京電力(株)



福島県選出国會議員

国及び東京電力へ要望活動を実施し、衆議院議長並びに県選出国會議員に支援をお願いしました。

## ■ 平成27年6月定例会 6/9(火)~11(木)

- ▶ 平成27年6月定例会……………1~2ページ
- ▶ 陳情事件について……………3ページ
- ▶ 町政諸般報告……………4ページ
- ▶ 要望活動……………5~6ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………7~11ページ
- ▶ 臨時会……………12ページ
- ▶ 委員会のうごき……………13~17ページ
- ▶ 全員協議会……………18~19ページ
- ▶ 議会の活動等について……………20ページ

平成27年  
第**169**号  
8月1日  
発行



# 檜葉町サイクリングターミナル条例の

＝定例会・臨時会等が  
檜葉町役場庁舎において再開されました＝



6月定例会期間中、サッカー日本代表ユニフォームを着用し女子サッカーワールドカップ応援

檜葉町の各課の業務が役場庁舎において、一部再開されました。

今後、他の町業務についても徐々に役場庁舎で再開される動きを受け、議会としても、議事の進行を滞りなく進め、本来あるべき議会の姿を取り戻すため、この6月定例会より檜葉町役場庁舎3階議場において、会議を再開しました。

今後は定例会や臨時会、全員協議会等について、役場庁舎の議場において開催されることとなります。

## 報 告

### 平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第146条第2稿の規定に基づき繰越明許費計算書を報告。【賛成全員：承認】

◆主な事業名 地方創生、商工会館改修、津波防災対策ビューポイント整備、災害公営住宅、農地災害復旧総合グラウンド、サイクリングターミナルしおかぜ荘等災害復旧等、22事業

◆27年度への繰越額 合計17億3,589万1千円

### 平成26年度下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第146条第2稿の規定に基づき繰越明許費計算書を報告。【賛成全員：承認】

◆主な事業名

下水道施設移設設計、管渠災害復旧工事、南地区浄化センター災害復旧工事、水道施設移設工事補償費 計4事業

◆27年度への繰越額 合計3億5,945万円

# 檜葉町議会定例会

## 改正を含む16案件が議決されました。

提出された、報告2件、議案11件、発議1件、陳情1件、推薦1件、の計16件については、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

### 条例の制定・改正

#### 檜葉町福島再生加速化交付金（帰還環境整備）基金条例の制定

福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備交付金事業等の実施に要する財源に充てるための基金を設置するため制定。【賛成全員：可決】

#### 檜葉町介護保険条例の改正

介護保険法施行令及び介護保険国庫負担金算定等に関する政令の一部改正に伴い、保険料率について改正するため。【賛成全員：可決】

#### 檜葉町サイクリングターミナル条例の改正

大規模改修工事及び備品整備等を実施している本施設について、改修後の利用料金及び利用時間等を改正するため。【賛成10・反対1：可決】

#### ならは天神岬温泉しおかぜ荘条例の改正

大規模改修工事及び備品整備等を実施している本施設について、改修後の利用料金及び利用時間等を改正するため。【賛成9・反対2：可決】

### 工事請負・備品購入契約の締結

#### 工事請負契約

##### ◆一ツ屋住宅団地災害公営住宅建設工事

【全員賛成：可決】

- ・契約相手 (有)諸橋建設工業
- ・契約金額 2億1,902万4千円

##### ◆檜葉中学校グラウンド整備工事【全員賛成：可決】

- ・契約相手 鴻池・草野特定建設工事共同体
- ・契約金額 3億2,832万円

### 平成27年度補正予算

#### 【一般会計予算(第2号)】

予算総額に1億6,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ205億8,750万円とする。  
【賛成10・反対1：可決】

#### 【国民健康保険特別会計(第1号)】

予算総額に57万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億9,191万7千円とする。  
【賛成全員：可決】

#### 【介護保険特別会計予算(第1号)】

予算総額に35万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億5,813万1千円とする。  
【賛成全員：可決】

#### 【後期高齢者医療特別会計予算(第1号)】

予算総額に27万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,530万7千円とする。  
【賛成全員：可決】

### 農業委員会委員の推薦

檜葉町議会からの推薦委員(3名)【賛成全員：承認】

- ▽ 渡部 昇 氏 (井出)
- ▽ 渡邊 秀幸 氏 (山田岡)
- ▽ 岩間 尊弥 氏 (下小墾)

#### 備品購入契約

##### ◆サイクリングターミナル・しおかぜ荘備品購入

【全員賛成：可決】

- ・契約相手 (株)双葉事務器
- ・契約金額 3,024万円

# 陳情事件について

## 《件名》

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続を求める陳情書

## 《陳情の趣旨》

東日本大震災で被災し、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、国による就学支援等が行われています。

平成23年度の国の補正予算において、平成26年度まで必要な支援ができるよう「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が創設されました。

平成27年度には基金方式ではないものの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」として継続されました。

国の東日本大震災復興特別会計は来年度以降も続きますが、集中復興期間は平成27年度で終了することになっており、復興事業の見直しが検討されています。

こうした状況をふまえ、経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学等が保障されるよう、下記事項について「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続と必要な財政措置を関係機関に求める意見書の提出をお願いすべく陳情いたします。

## 《陳情者》

福島県教職員組合中央執行委員長 角田政志

## 《付託委員会（経済福祉常任委員会）による審査意見》

現在も檜葉町のみならず、多くの児童生徒が県内外に避難し、厳しい環境のなか就学し、経済的支援を必要としている方が多くいる状況を鑑み、本交付金制度について、昨年に引き続き継続の必要性があると判断し、採択とした。

## 《意見書の提出》

◆提出先 復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

◆提出日 平成27年6月25日付け

## 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援事業の継続の意見書

東日本大震災から4年が経過しました。

平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」から、平成27年度に引き継がれた「被災児童生徒就学支援等事業交付金」について、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われ、極めて有効な支援事業として機能しています。

しかし、現在も多くの子どもたちが福島県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいます。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多くいます。特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し、学んでいます。

また、福島県のみならず、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも多くの子どもの就学支援が必要とされています。

このような状況を鑑みれば、この「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成28年度以降も継続し必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに引き続き、就学の支援が実施できるようにする必要があります。

以上のことから、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき、意見書を提出します。

記

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学等を保障するため、引き続き、平成28年度も全額国費による「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。

福島県檜葉町議会



# = 町政諸般報告 =

6月定例会において、下記のとおり町政報告がありました。

## 報告 1

### 【榊葉ならではの祭の開催】

3月21日、榊葉中学校（町内）及びここなら商店街を会場に開催されました。当日は天神太鼓うしお会の演奏、東国原英夫さんの笑いを交えた講演、各年代の榊葉中学校卒業生が集まったミニ同窓会、復興を確かめる町内めぐりバスツアーなど様々なプログラムを実施、約2,500名もの皆さまにご来場いただきました。

## 報告 2

### 【町原子力施設監視委員会からの報告】

3月27日提出の報告書では、福島第一原発及び第二原発の廃炉作業と安全確保の現状について、専門家の立場から確認・評価した内容がまとめられ、当面は住民の避難が必要とする新たな事態が発生する可能性は低いと評価されました。

## 報告 3

### 【榊葉町保健福祉計画の策定】

避難生活の支援のみならず、帰町後の新しい生活を見据えた取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的に策定、実現に向け推進していきます。

## 報告 4

### 【町行政組織の改編】

町内の庁舎においては、昨年6月から建設課、産業振興課、環境防災課、放射線対策課による「帰町準備室」を設置しました。

今年4月からは住民票、戸籍、印鑑証明、各種税証明の発行ができる体制を整備、新産業創造室（庁舎内）と教育総務課（こども園舎内）も町内で執務を再開しています。また、政策広報室を新設し広報や秘書業務を一体化し、体制強化を図っています。

## 報告 5

### 【木戸川での鮭の稚魚放流】

4月17日、木戸川において、震災後2度目となる鮭の稚魚1万匹の放流を行いました。今後、鮭ふ化施設及びやな場を早急に復旧させ、木戸川漁業協同組合と連携し取り込みを進めていきます。

## 報告 6

### 【準備宿泊の実施】

4月6日から実施されている準備宿泊は、6月7日現在で320世帯、673人の方が登録されています。準備宿泊中の体制として、国において受付コールセンターからの宿泊状況の電話確認、町における保健師や職員による戸別訪問など見守りと相談などの体制整備をしています。宿泊者からは買い物が不便、飲料水や近隣住民が居ないことなどへの不安がある一方、住めるようになって良かった等の意見がありました。

## 報告 7

### 【春の叙勲】

元榊葉町議会議員の遠藤保男氏がこれまでの地方自治などへの貢献により、平成27年春の叙勲において、旭日双光章（きよくじつそうこうしょう）を受章されました。

保男氏は、昭和60年9月、51歳で町議会議員に初当選して以来、平成17年8月までの5期20年間在職されました。

特に平成9年9月からの4年間は副議長、平成13年9月からの4年間は議長として議会の円滑な運営にご尽力いただいたことに加え、長年にわたる榊葉町土地改良区へのご尽力や榊葉町消防団に在籍された功績が認められたものです。

《 国へ要望書を提出 》

平成27年7月2日・3日の両日、国の関係省庁等におもむき、要望書を提出いたしました。

提出先及び要望の内容については、以下のとおりです。

【提出先】

- 経済産業省
- 文部科学省
- 環境省
- 復興庁
- 自民党東日本大震災復興加速化本部



望月環境大臣(環境省)

《 要 望 の 趣 旨 》

東京電力㈱福島第一原子力発電所事故災害による「超・長期の避難生活」も4年余りが経過した。

町民は今なお、ふるさとを離れ依然として厳しい生活を余儀なくされ、長期間放置した住宅環境の劣化は著しく、汚損した住宅の修繕等も始まったが、資材調達、建築業者手配等もあり完了までに長期間を要する状況下にある。

この度、「原子力災害からの福島復興指針」の改定が閣議決定され、この中で精神的損害賠償については、避難解除時期に関わらず、事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行うよう、国が適切に指導することが盛り込まれた。

これまで精神的賠償は、原子力損害賠償紛争審査

会の中間指針に基づく避難指示解除後、「相当期間」を最低でも3年以上と繰り返し要望してきた当町議会の指摘事項にほぼ合致する内容であり評価をするところである。

今般、準備宿泊が行われている中、政府より益前の避難指示解除の方針が示されたが、町内の生活機能の回復状況が脆弱であり多くの町民は、今後の生活再建への道筋も見通せない状況下にある。

特に、帰町時期の判断は福島第一原子力発電所の事故収束はじめ廃炉に向けた中長期ロードマップの進捗、除染の検証、汚染水対策、飲料水の安全確保、元の生活機能の回復状況等を総合的に勘案することが重要である。よって下記のとおり要望する。



高木副大臣(経産省)



浜田副大臣(復興庁)

《 要 望 事 項 》

- 1 避難指示解除は、帰還環境が十分に整うことを前提とすること。
- 2 汚染水問題をはじめ福島第一原子力発電所事故の廃炉に向けた取組みを完全かつ着実に実施すること。
- 3 木戸ダムは重要な水源であることから、ダム湖底の浚渫並びに森林除染の徹底を図ること。
- 4 追加被曝線量を1 mSv/年間が達成するよう追加除染を行うこと。
- 5 町内仮置場の除染廃棄物は安全かつ早期に移送を完了させること。
- 6 住居確保損害を除く財物賠償は、避難期間に関係なく一律全損とすること。
- 7 福島第二原発の潜在的リスクを考慮し、国は東電に対し早急に廃炉決定に向けた行政指導を行うこと。
- 8 税の減免措置並びに医療費・高速道路の無料化等の支援措置の継続をすること。
- 9 集中復興期間終了後も町の復興関連事業への支援充実と十分なる予算措置を講ずること。



田中局長(文科省)



額賀本部長(自民党東日本大震災復興加速化本部)

## 《東京電力(株)へ決議書を提出》

平成27年7月3日、東京電力株式会社本社において、決議書を手渡しました。  
決議書の内容等は以下のとおりです。

### 《 決 議 書 》

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故災害による「超・長期の避難生活」も4年余りが経過した。

町民は今なお、ふるさとを離れ依然として厳しい生活を余儀なくされ、長期間放置した住宅環境の劣化は著しく、汚損した住宅の修繕等も始まったばかりである。しかし、資材調達、建築業者手配等もあり完了までに長期間を要する状況下にある。

この度、「原子力災害からの福島復興指針」の改定が閣議決定され、この中で精神的損害については、避難解除時期に関わらず、事故から6年後に解除する場合と同等の支払いを東京電力が行うよう、国が適切に指導することが盛り込まれた。

これまで精神的賠償は、避難指示解除後「相当期間」を最低でも3年以上と繰り返し要望してきた当町議会の指摘事項にほぼ合致する内容であり、評価するところである。

現在、準備宿泊が行われているが今後、帰町、移住の選択を含め町民は安心して暮らせる生活再建への道筋も見通せず心労は究極の状況下にある。

町は昨年5月下旬、諸条件が整うことを前提に早ければ今年の春以降の帰町を目指すことを表明した。

しかし、帰町の時期は福島第一原子力発電所の事故収束をはじめ廃炉に向けた中長期ロードマップの順守、万全な汚染水対策、元の生活機能の回復状況等、総合的に検討しながらの帰町時期判断の見極めが求められる。

さらに、帰町に最も重要な飲料水源の安全確保をはじめ除染効果に疑問を抱く町民も数多く、特に若い世代は帰町に否定的な傾向にある。よって下記のとおり決議する。

### 《 決 議 事 項 》

- 1 汚染水問題をはじめ福島第一原子力発電所事故の廃炉に向けた取組みを完全かつ着実に実施すること。
- 2 住居確保損害を除く財物賠償は避難期間に関係なく一律全損とすること。
- 3 福島第二原発の潜在的リスクを考慮し、早急に廃炉決定を行うこと。
- 4 町の復興事業への支援と地元雇用を含めた地域振興策を講ずること。

なお、本決議に対する回答を早急に書面により求めるものである。



東京電力へ決議書を提出





## ◆ 檜葉町コンパクトタウンについて

今後、少子高齢化及び原発事故による人口減少が危惧される。町では存続のためコンパクトタウン計画を進めているが、次の点について伺いたい。

**問** 目標人口数は何人か。

**答** (町長) 災害公営住宅の入居者及び宅地分譲ゾーンに居住する町内外の方を合わせ、約700人を想定している。

日常生活に不可欠な商業、医療施設をコンパクトタウンに集約しつつ、町内外から住民を受け入れる体制をとりながら、町全体として住みよいまちづくりを進めていきたい。

**問** 檜葉町以外の目標人口数は、何人か。

**答** (町長) 新たな産業に従事する就業者や研究者のほか、町外からの居住者の受け皿となることを目指しているところ。

目標人口の設定は行っていない。町外からの居住者の受け入れ態勢もしっかりと整え、にぎわい回復に取り組んでいきたい。

**問** 自宅を取り壊した町民が、町内に新築する場合、コンパクトタウンの区域内に作ってもらう考えはあるか。

**答** (町長) コンパクトタウンは再建先の選択肢の一つとなると考えている。

**問** このまちづくりに町民がどの様に関わっているのか具体的に伺いたい。

**答** (復興推進課長) 町民の方々、若い方や高齢者の意見も必要だと考えているので、様々な意見を求める機会を設けながら整備を進めていきたい。

**問** 市民農園などを整備する考えはあるか。

**答** (復興推進課長) 農地法など法的な部分があり、それを詰めながら具体的にエリア形成に努めていきたい。

**問** 食品の安全のために検査体制や医療、福祉施設(人工透析等)の体制を充実すべきと思うが。

**答** (町長) 町民で透析をされている方が二十数名いるというように認識している。

各機関に要望を重ねて、なるべく近づけるように努力してまいりたい。

**問** 災害公営住宅は一人暮らしは3LDKには入れない等の規制は設けるのか。

**答** (建設課長) 特に制限は設けていないが、2LDKと3LDKでは家賃の設定が変わってくる状況。

**問** 平成29年3月まで災害公営住宅はできない。解除になっても帰れない状況だが。

**答** (復興推進課長) 一時的に町営住宅に入居していただくなどの対応も考えながら、しっかりと住民に寄り添って進めていきたい。

**問** 空き家の対策は。

**答** (復興推進課長) 帰りたくても帰る家がない町民の方、長期避難者の方、研究者の方などに貸していただけるような形で早急に進めていきたい。

## ◆ 温水プール等建設について

**問** 帰町した町民の健康維持対策の施設として、温水プール等を造り健康保持と定着を図るなどの対策を考えているか。

**答** (町長) Jヴィレッジ等の既存施設を活用し、帰町した町民の健康維持並びに増進に取り組んでまいりたい。

## ◆ 町の賠償について

**問** 檜葉町においても、他の市町と同様に東電に対し、賠償を請求したが支払いはあったのか、その後の経過はどうなっているか。

**答** (町長) 檜葉町として9億9,909万5,601円の損害賠償請求を行っている。本年5月現在において854万6,685円の入金を確認。請求したのについて、一日でも早く賠償されるよう東京電力と協議を進めているところ。

**問** 追加賠償請求はあるのか。

**答** (町長) 下水道事業特別会計や平成24年度以降の損害についても損失額を精査し、継続して損害賠償請求を行ってまいりたい。





## ◆帰町判断をめぐる町の現状について

国は、避難指示解除の要件を満たしたとして、帰還に向けた準備宿泊を4/6～7/5まで実施し、その間に住民懇談会や町との協議を進めながら、解除時期を決めたいと説明しているが、特に要件のひとつである年間20mSv以下という基準が本当に安全なのか、疑問がある。このことから、以下について伺いたい。

**問** 準備宿泊の実態はどのようになっているのか。

**答** (町長) 登録状況は、6月7日現在で320世帯、673名。日々平均して100世帯ほどが宿泊している状況。

**問** 泊まっている方の家族構成や年齢層はどのようになっているのか。

**答** (復興推進課長) 高齢者のご夫婦が多いというような現状。

**問** 週に1～2回、あるいは1カ月に1回泊まっているという声も聞かれますが、継続して泊まっている方はどれぐらいいるのか。

**答** (復興推進課長) 個別の数字は持ち合わせていない。継続して宿泊している世帯もいると聞いている。

**問** 宿泊者がペットボトルの水を飲んでいると聞いているが実態を把握しているか。

**答** (放射線対策課長) 家庭訪問の中でも水に対する不安の声も聞いている。水の安全についてはその都度答えをさせていただいている状況。

**問** 夜不安で泊まっていられないという声も聞かれます。

**答** (復興推進課長) 国や町にも届いている。夜家の明かりをつけるなど安心できる環境づくりに取り組んでいきたい。

**問** 住民懇談会の内容は把握しているか。

**答** (町長) 4月25日から5月10日の間、計12回、国主催により開催され、合計478名の町民が出席し、放射線や飲料水への不安、買い物や医療、福祉施設の充実、住宅の再建、原発への不安といった意見が寄せられたと聞いている。

**問** 低線量被ばくが及ぼす人体への影響について尋ねたい。

**答** (町長) 100mSv以下では他の要因による影響で隠れてしまうほど小さいため、疫学的に増加を証明することは難しい。

疫学調査以外の科学的手法でも現時点ではリスクを明らかにするに至っていないのが現状。

**問** 国は100mSv以下は余りリスクはないとしているが、一方

では放射能にしきい値はないという考え方がある。

そういった中で国は解除要件の一つとして、空間線量で推定された積算線量が年間20mSv以下であることを上げており、この数値に対し町はどのように理解しているのか。

**答** (放射線対策課長) 避難の基準というふうに考えている。

**問** 年間5mSvということも一つの基準になっているが。

**答** (放射線対策課長) 電離則による管理区域の考え方と理解している。

**問** 管理区域については基準を超えるおそれのある区域には標識によって明示しなければならないが、町内のその様な区域にも明示する必要があるのではないか。

**答** (放射線対策課長) まずはデータを蓄積し、適切な放射線防護の対策を様々な方面からしっかりやっていく。

**要望** 我々が帰還する際には、買物環境や医療機関の整備、あるいは公営住宅の建設や仮置場の解消等の様々な要件があるが、特に榎葉町の将来を背負って立つ若い人たちや子供たちが戻るためには、何といたっても放射線に対する不安や恐怖心を取り除いてやるのが急務である。

そのためにも、安心して暮らせる環境を取り戻すため、徹底した除染を国に求めるよう要望する。



## ◆復興計画に示された産業集積ゾーンの取り組み状況を問う

檜葉町の復興を進める上で、地元根付いた雇用をどう確保するかが、大きな課題と言える。復興計画に示された波倉、営団、下繁岡地区の一部を含む産業集積ゾーンの実現は、重要な施策の一つであり、若者の帰町意識を喚起するためにも企業誘致の可否が町の復興に大きく関わってくる。そこで、この取り組みについて、以下について伺いたい。

**問** 産業集積ゾーンとして、土地利用計画に至った経過は。

**答** (町長) 復興計画第二次基づき土地利用計画において産業再生エリアの整備を計画。大規模な用地の確保が可能であること、住家が少なく、事業費を抑制できることなど様々な観点を踏まえて波倉、営団及び下繁岡地区周辺を整備計画の予定エリアとして設定。

**問** 具体的な取り組みは、また、企業誘致の見込みはどうか。

**答** (町長) 今年度中にエリア内、約10ヘクタールの規模で第1期整備計画を策定したい。また、

アンケート調査から、複数の企業が町内への進出の意向を示している。

**問** 具体的な企業等及び雇用はどうか。

**答** (新産業創造室長) 太陽光パネルの組み立て製造を行う企業が考えを示しており、営業開始時点の最終的な雇用は60名ほどと聞いている。

**問** 集積ゾーン計画区域内の概要について、範囲と面積、区域内の住宅戸数と人数、現在の土地利用の状況を伺いたい。

**答** (町長) 波倉、原地区から下繁岡、北谷地地区に及ぶ約33ヘクタールを整備予定エリアと想定。

波倉、原地区はメガソーラーモデル事業に約14ヘクタールを活用、計画区域は住家を避けて整備する計画から、最終計画では約19ヘクタール程度になる見込み、現在、計画エリアのほぼ全体が農地と山林になっている。

**問** 浜街道、県道広野一小高線が下繁岡の堤の下から緩やかにカーブを描いて波倉に通じるところから南側のエリアを産業集積ゾーンとして位置づける考えはあるか。

**答** (新産業創造室長) 今後企業の意向関係を把握した中で、逐次段階的に整備していくことが賢明と考える。

**問** 工業用水は整備するのか。整備した場合の概算設備費はどのくらいか。

**答** (町長) 工業用水を整備した

場合約6億円を町が負担することとなるため、現在工業用水の整備は計画していない。

**問** 用地買収等、計画を実現させるための整備費はどのくらい見込まれるのか、また、財源手当にはどのようなものが考えられるのか。

**答** (町長) 概算の事業費総額は約13億円になるものと想定。財源は、福島再生加速化交付金及び復興特別交付税を活用したい。

**問** 企業道路として、県道広野一小高線に加え、町道波倉線の利用が見込まれるが、歩道もなく幅員が狭いことから、幹線道路として拡幅すべきと思うが。

**答** (町長) 国道6号や常磐自動車道などの幹線道路をつなぐ道路整備として、町道波倉線の整備も含め、効果的な路線を選定した上で広域的な道路ネットワークの構築を検討してまいりたい。

**問** 国のイノベーションコースト構想や福島第二原子力発電所の動向をにらみ、長期的な視野に立った戦略的取り組みが必要である。復興計画実現の可能性を町長はどう認識しているのか。

**答** (町長) 既にモックアップ施設の整備が進められており、今後は関連する産業、研究施設等の進出が見込まれるものと考えている。

イノベーションコースト構想や町復興計画との整合性を図りつつ、新たな産業の創出による雇用の確保に向け、鋭意努めてまいりたい。





## ◆ 檜葉町土地利用アクションプランについて

**問** 復興住宅の造成は、いつ頃から始めるのか。

**答** (町長) 中満地区に計画している災害公営住宅の造成、設計並びに用地取得を進め、平成28年度末までの完成、入居開始を目標としている。

災害公営住宅団地は、123戸を計画、自力再建住宅用地も町内及び町外からの需要を勘案しながら、段階的に整備を進めていきたい。

**問** コンパクトタウン内の宅地造成地で地盤が軟弱なところはどのような形で造成をするのか。

**答** (町長) 本事業区域内において約1.3mほどの軟弱層があると考察しており、十分に造成設計に取り入れながら適正な地盤調査、地盤設計を進めてまいりたい。

**問** 土盛りの土などはどこから持ってくるのか。

**答** (建設課長) 道の駅ならはの6号線の対岸にある町有林から土どりを進める。

**問** 28年度の工程内で完成するのか。

**答** (建設課長) 2期、3期というふうに段階的な整備をしていくことによって、先行的な入居を可能にしていきたいと考えている。

**問** 宅地分譲ゾーンも今回の災害公営住宅と同時に開発はするのか。

**答** (建設課長) 段階的にコンパクトタウンの中に分譲ゾーンということで、商業ゾーンと災害公営住宅とあわせ整備していく。

**問** 商業ゾーンの造成は、いつ頃から始めるのか。

**答** (町長) 今年度中に復興住宅の整備にあわせ、造成工事に着手をしたい。最終的な商業ゾーン全体の整備については平成28年度末までの完了を目指す。

**問** 商業ゾーンには何店舗ぐらい入る予定なのか、商工会のほうには打診してあるのか。

**答** (新産業創造室長) スーパー1店と飲食店等2店が現在検討しているところ。商工会も含め、事業者と打ち合わせを進めている。

**問** 共同店舗の規模はどのくらいか。

**答** (新産業創造室長) 食品スーパー等が約1,000㎡、その他飲食店等が500㎡、全体で約1,500㎡程度の施設を検討。出店(薬局、文房具、ホームセンター等)については現在交渉を進めている状況。

**問** 南地区では店舗が一つもない状況となるが。

**答** (新産業創造室長) 今後の町民帰町の動向を勘案しながら、状況に応じて事業者をお願いをしていきたい。

## ◆ 町民の帰還に向けて作業員宿舎の集積について

**問** 現実的な構想はあるのか。

**答** (町長) 本町を初めとする双葉郡の復興を進めるためには除染や廃炉に向けた作業員宿舎は必要不可欠であることから、集約する方向で検討を重ねてきた。

現時点で町内にあるゴルフ場の活用について所有者と交渉を進めているところ。

**問** 現在、町にはどのくらいの作業員宿舎があるのか。

**答** (環境防災課長) 宿舎等で許認可しているものが10軒、921名。

**問** 集約した場合どの程度の規模となるのか。

**答** (新産業創造室長) 500~1,500人程度収容できる仮設宿舎を考えている。

**問** 現在の進捗状況はどうなっているのか。

**答** (町長) 所有者からは町復興のため、ご協力いただけるとの意向も伺っている。今後速やかに交渉を進め、作業員宿舎集約場所としての整備ができるよう進めていく。



## ◆避難指示解除と帰町判断について

**問** フォローアップ除染の進捗状況を伺いたい。

**答** (町長) 調査対象世帯約2,500世帯のうち、フォローアップ除染の対象となった世帯が584世帯であり、5月末時点で514世帯が完了している状況。

また、対象外であっても、要望に応じ調査員を派遣し、可否について検討する体制が構築されたところ。

**問** 未除染のところが多く見受けられると思うが。

**答** (放射線対策課長) 除染に対して拒否の意思のある方など、現在、15件程度残っていると聞いている。

**問** 除染仮置き場・解体家屋仮置き場の現在の状況を伺いたい。

**答** (町長) 除染仮置き場は町内24カ所、除染土壌等の袋の数は4月末時点で約57万2,000個となっており、フォローアップ除染で出た汚染土壌等につい

て随時搬入されている状況。今後も保管量が増加することが想定される。

解体家屋の仮置き場は前原地区に整備され、順次解体廃棄物を搬入保管している。

**問** 廃棄物移送が開始されたら、徐々に一つにまとめていく考えはあるのか。

**答** (放射線対策課長) ある程度集約していくという考え方も必要と考えているが、除染廃棄物については、各地区の理解を得るのが難しい部分がある。

**問** 防災林計画などを利用し集約するのも一つの考えかと思うが。

**答** (放射線対策課長) 仮置きをした場合に事業の進捗によって、さらにまた移動するというふうなことが考えられる。県の事業であるため協議をしながら進めてまいりたい。

**問** 町では準備宿泊を実施しているが、実状を伺いたい。

**答** (町長) 現在町民の1割弱が宿泊の登録を行っており、実際には日々平均して100世帯ほどが宿泊しているの見込んでいる。

**問** 構成員や年齢別などは把握しているか。

**答** (復興推進課長) 全体の数字は673名で、年齢別では0～19歳が39名で全体の5.8%、20～39歳が56名で8.3%、40～59歳が179名で26.6%、60～79歳が315名で46.8%、

80歳以上が84名で12.5%。

男女別では男が349名、女性の方が324名。

南北別では北が383名、南地区が290名の登録となっている。夜の滞在は比較的南のほうが多いという結果。

**問** 他の地域での準備宿泊期間が最大で8カ月ぐらいだったと記憶しているが、楡葉町では、どのくらいと予測しているか。

**答** (町長) これを決めるのは国となる。国が行う解除について、町としても心配されないよう今後も申し入れをしまいたい。

**問** 木戸ダム湖底の除染は、どのようになっているのか伺いたい。

**答** (町長) 木戸ダム湖底土の除去について、国に強く要望してきている。現時点では技術的な状況から対策が決定されていない。新たな技術開発や実証実験等を含めた湖底の汚染土壌の除去について、引き続き要望していく。

**問** 企業団の24時間モニタリング等でセシウムやヨウ素は測っているが、プルトニウムやストロンチウムは測っているのか。

**答** (放射線対策課長) ストロンチウムは定期的に国で調査し、現時点では確認されていないという調査結果が公表されている。プルトニウムは質量が重く、調査により広範囲には拡散していない状況が確認されている。



# 5月臨時会で議決された事項についてお知らせします

【会期 平成27年5月19日：1日間】

平成27年  
臨時会

## 専決処分の承認

### ◆ 檜葉町税条例等の一部改正

地方税法改正に伴う一部改正。

【全員賛成：承認】

### ◆ 檜葉町国民健康保険税条例等の一部改正

国民健康保険法施行令改正に伴う一部改正

【全員賛成：承認】

### ◆ 檜葉町税特別措置条例の一部改正

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴う一部改正。【全員賛成：承認】

### ◆ 平成26年度一般会計補正予算

歳入歳出予算から7,837万5千円を減額し、それぞれの総額を128億6,142万5千円とする。【全員賛成：承認】

## 工事請負契約締結・変更

### ◆ デイサービスセンター・やまゆり荘整備工事

【全員賛成：可決】

- ・ 契約相手 (合)諸橋建設工業
- ・ 契約金額 7,560万円

### ◆ 檜葉町防犯灯改修工事【全員賛成：可決】

- ・ 契約相手 (株)オーム電気
- ・ 契約金額 1億5,444万円

### ◆ サイクリングターミナル・しおかぜ荘等災害復旧工事契約金額の変更【全員賛成：可決】

- ・ 契約相手 (合)諸橋建設工業
- ・ 変更前 5億6,700万円
- ・ 変更後 5億8,958万6,040円

## 平成27年度補正予算

### ◆ 一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算に3億9,400万円を追加し、それぞれの総額を204億2,600万円とする。

【全員賛成：可決】

### ◆ 下水道特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出予算に1,228万8千円を追加し、それぞれの総額を8億2,208万8千円とする。

【全員賛成：可決】

## 檜葉町議会委員会条例改正

檜葉町課設置条例改正に伴う改正

【全員賛成：可決】



檜葉町いわき出張所谷川瀬分室にて開催された最後の議会（5月臨時会）

## 総務環境常任委員会

### ◆フクシマエコテッククリーンセンター調査について

【調査日：平成27年4月20日】（説明：環境省、放射線対策課、環境防災課）

当該施設の搬入路が櫛葉町側となり、住民の帰還に大きな影響があるため調査を行ないました。

#### ◆計画（案）

大量に発生している廃棄物問題の早期解決のため、特措法の基準に基づき既存の管理型処分場を活用し埋立処分を行いたく計画。

#### ○埋立対象物

- ・双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ＜約2.7万 $m^3$ ＞
- ・対策地域内廃棄物等＜約44.5万 $m^3$ ＞
- ・福島県内指定廃棄物＜約18.2万 $m^3$ ＞

#### ○事業期間

- ・双葉郡8町村の生活ごみ 約10年間
- ・対策地域内廃棄物及び指定廃棄物 約6年間

#### ○処理方法・維持管理

- ・セメント固型化等。
- ・シートや土壌層敷設による雨水浸透抑制及び放射性物質の吸着対策を実施し、放射性物質の漏出を防ぐ。
- ・施設定期点検、空間線量、地下水等のモニタリング（結果は環境省において公表）。
- ・環境省が事業主体となり、責任者が常駐し、処分や施設の管理を確保。



環境省から説明

この調査で、国としては従来の施設を利用し、廃棄物の処分を進めたい方針であることを改めて確認しました。

この施設は、搬入路が櫛葉町側となるので、安全協定も含め櫛葉町側の周辺地域からの理解が充分に得られなければ計画の推進が困難であると考えられます。

廃棄物処分施設の必要性は十分に理解できますが、本計画が放射性廃棄物の恒久的処分を目的とするものであることを鑑みれば、地域の意見等に応じ、柔軟に対応できる方策を検討すべきとの結論となりました。

### ◆第二次復興計画に伴う取組の進捗状況等調査について

【調査日：平成27年5月25日】（説明：復興推進課）

#### ◆進捗状況

各主要施策ごとの取組について、計画どおり進捗しているものがおおむね7割程度。帰町後実施予定の施策に関し、検討準備が進捗しているものがおおむね6割程度。

#### ◆コンパクトタウン整備計画

- ・災害公営住宅整備事業は平成28年度末の建築工事終了が目標。
- ・商業施設整備事業は、平成28年度末の建築工事終了が目標。
- ・県立仮設診療所は、平成28年2月頃の開業が目標。
- ・宅地分譲エリアは、購入の状況に応じ造成を進める計画（全60区画程度を予定）。



### ◆竜田駅東側地域開発事業計画

- ・計画面積は約8ha：20年の長期居住エリアとして、東京電力において350戸程の寮を整備予定。
- ・駅東側地域造成及び町道木屋一小六郎線、町道高橋一堂ノ前線については、平成28年夏頃完了予定。
- ・駅前広場から駅を横切る自由通路は、国との調整や設計に若干遅れが生じている。

この調査により、遅滞や解決すべき課題が多くあることが確認されました。

残されている課題等については、埋却家畜の処理や2次医療・救急医療、防災拠点整備、高齢化に伴う対応策、住宅、商店等々、生活する上で必要不可欠なものや帰還後の生活・地場産業の再生などの不安材料となるものであり、帰還意思に影響を及ぼす恐れがあるため、早急に解決策を講ずる必要があるものと思われます。

また、各取組について町民の関心度が低いものがあり、更なる対策等を検討し、広く周知すべきと考えられます。

加えて、住民の減少と高齢化（移住者受入れ）、未除染個所の解消等も早急に進めるべき課題であることが指摘されました。

以上のことから、帰還時に全取組が完了することは困難であることが感じられる結果となりました。

なお、本調査対象は進捗途上であるため、引き続き調査を継続していきます。



## 経済福祉常任委員会

### ◆家屋解体に伴う実態調査について

【調査日：平成27年4月20日】（説明：環境省、建設課）



解体現場を視察

家屋解体について、住宅の建替えや今後の土地利用等に大きく関わるため、調査を行いました。

#### ◆対象

- 被災家屋 震災により被災した家屋（り災証明半壊以上、り災証明対象外で半壊相当以上）
  - ・半壊以上の内訳  
半壊 約400件、大規模半壊 約75件、全壊 約60件
  - ・解体申請件数 平成27年2月末現在約900件
- 荒廃家屋 長期避難により、著しく荒廃した家屋でり災証明一部損壊以上の判定を受けた家屋。
  - ・申請期間 平成27年3月17日～平成27年9月30日

#### ◆解体実績及び今後の予定

- ・平成27年度中に解体を進め、平成28年度内には完了する予定。
- ・平成27年3月末までに236件が解体済み。
- ・平成28年度については、約800件程度を解体する予定。
- ・早期解体及び建替えを検討している方に関しては個別対応する。
- ・実施体制は一班あたり5人～6人編成で25班体制（解体用重機等を使用）。
- ・1物件あたりの解体期間は平均2週間程度（1ヶ月で約50件程度）。

#### ◆解体廃棄物

分別し再利用、それ以外のものは焼却等の処理。現段階では前原地区の仮置き場に搬入し管理している。

調査の結果、解体については、概ね計画どおりの進捗が確認できました。

なお、廃棄物処理に関して、個人で実施している家屋工事で出た廃材の処分が問題となっている状況があり（業者処分が原則であるが警戒区域内の廃棄物であるため処分に窮する例ある。）、家屋解体との不公平感を解消するための対策が必要であると考えられます。

## ◆放射線リスク等に関する調査について

【調査日：平成27年5月12日～14日】

（調査場所 広島市役所・公益財団法人放射線影響研究所・広島大学放射線医科学研究所）

放射線被ばく線量と健康障害及び長期にわたる低線量被ばくの人体への影響等について、専門的かつ体験に即した正確な情報を得るため、長期にわたり多くの知見を有する、広島市役所及び公益財団法人放射線影響研究所、広島大学放射線医科学研究所において調査を行いました。

### ◀広島市による原爆被爆者の対策等▶

広島市役所において、所管課（広島市健康福祉局原爆被害対策部調査課）から説明。

#### ◆推定直接被爆人口及び推定死亡者数（昭和20年当時）

- ・推定直接被爆人口34～35万人
- ・推定死亡者数14万人、誤差1万人

#### ◆被爆者数（平成26年3月31日現在）

- ・広島市：6万1,666人  
（全国の総数では19万2,719人）
- ・被爆者平均年齢：78～79歳

#### ◆被爆者対策

国の責任において、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年制定）」を制定し、被爆者への援護対策を実施。

##### ○対策の概要

健康診断の実施（被爆者二世も含む）、医療費の給付、手当等の支給、健康相談、介護保険利用助成、医療機関・各種調査研究機関・各種援助実施団体等の整備、在外被爆者援護など。

##### ○広島市の援護等

国による援護対策の補完と効果的な推進を図るため要綱を制定し、介護手当付加金や被爆身体障害者福祉手当支給や被爆者相談、介護保険サービス利用経費助成等の対策を実施。

#### ◆被爆者健康手帳について（昭和32年に制定。これ以前は対策が無かった。）

##### ○対象

- ・直接被爆者：原爆投下時当該地区に在った方（広島県広島市内、安佐郡祇園町、安芸郡戸坂村、中山村、府中町の一部など）。
- ・入市者：昭和20年8月20日までに爆心地から概ね2kmの区域内に立ち入った方。
- ・当時、救護看護、死体処理に従事した方等。
- ・胎児：昭和21年5月31日までに生まれた方。

※現在でも年間約300件程度の申請があるが、70年以上経過し、客観的判断材料が少なくなってきたり、認定判断が困難になってきていることなどの課題がある。



広島市役所



## ◆認定被爆者について

厚生労働省が審査会において認定。認定については、現在も全国で訴訟等が起きており、基準の見直しなどが継続的に要望されている。なお、認定に関し、線量が問題としてあがることはほぼ無く被爆状況や医学的知見を踏まえ、高度の蓋然性が在るか経験則に照らし判断することとしている。

## 《放射線被ばく線量と健康障害》

公益社団法人放射線影響研究所並びに広島大学放射線医科学研究所において調査を実施。



放射線影響研究所にて説明

## ◆被ばくの人体への影響

### ○等価線量（単位Sv）

放射線加重係数（放射線の種類による生体への影響を考慮）各臓器でのリスク評価に用いる。

### ○実効線量（単位Sv）

部分的に曝露を受けた場合、臓器への確率的影響から全身に及ぼす影響を評価（部分的に曝露した臓器については、リスクが高くなるが、全身に及ぼす影響は低くなるというもの）。

## ◆外部被ばくと内部被ばく

### ○外部被ばく

ほぼガンマ線によるもので、一般生活で環境中放射線では、ほぼ被ばくしない。

### ○内部被ばく

- 放射線元素により吸収されやすい臓器が異なる（ヨウ素：甲状腺、ストロンチウム：骨、セシウム：筋肉、全身など）。
- リスクについては、吸収された組織で等価線量から評価。

## ◆放射線の健康影響

### ○確定的影響

- 放射線によって細胞や組織が破壊され障害が起こる（比較的高線量で起こる）。
- しきい値（それより低ければ治癒力で回復する値）があり、線量と重症度が比例。

※しきい値0.5Sv以上になると健康に影響するものと考えられる。

### ○確率的影響

- DNAが損傷し、起こる影響で線量に応じ確率的に生じる。低線量での影響は不明確（放射線防護の観点からはしきい値は無いものとされている）。
- がんの発生と確率的影響の関連については、現在のところ証明されていない。

## ◆確率的影響に関する長期疫学調査

原爆被害者、核実験等、放射線作業従事者、医療、自然高線量地域等に関する調査を実施している。



放射線影響研究所内を視察

## ◆線量率

同じ線量の被ばくが短時間（高線量率）か長時間（低線量率）かによりリスクが異なり、一般的に低線量率被ばくについては、健康影響は低いとされている。



広島大学放射線医科学研究所

## ◆低線量被ばくの影響評価の難しさ

生活習慣や環境、医療など他の因子の影響を除きにくいため、正確な被ばく線量評価が難しい。

## ◆国際的並びに政策的な放射線防護の考え方

基本的には、各研究機関からの報告に基づき国際的な原子力機関等において、基準を設けている。

リスク評価が不明瞭な水準や現存被ばくの場合、何らかの基準を設けなければならない。

## ◆被ばく状況

- 計画被ばく：線源が制御可能な状況（医療等職業被ばく）。
- 緊急時被ばく：事故等による緊急事態。
- 現存被ばく：管理決定時に既に存在する被ばく状況で、緊急事態後の長期被ばく状況を含む（福島の場合）。判断が難しく、考えながら対策を行わなければならない。

○被ばく参考レベル（具体的には政府が決定。）

- 20～100mSv<sup>2</sup>：緊急事態など最も線量が高い時期。
- 1～20mSv：事故等からの復旧時 ほか。

## 《調査の結果》

この調査において、樫葉町を含む原発被災地域と調査地における大きな違いとして、被ばくの判断に線量が判断材料として含まれないことが解りました。これは、被爆者健康手帳制度が制定された当時の科学的知見が乏しかったことが大きな要因であったことが挙げられました。このことから、原発被災地域における個人レベルによる線量の集積が知見等の充実をはかる観点からも意味があるものと考えられます。

低線量放射線被ばくと健康障害については、低線量の基準（線量及び被ばく時間）について、学術的な基準は定めておらず、リスク評価が曖昧となる部分が低線量とされており、研究調査段階において、未だ不明であることが確認できました。

以上のことから、低線量における健康リスクに関しては、学術的には他の要因との区別が困難であり、調査結果も曖昧であるため、数値として基準を示すことは難しいことが解りました。

政策的な安全基準は、関係機関や政府等により判断することとなりますが、その根拠となる学術的なデータ等について、低線量に関しては、専門的機関などの調査・研究においても判然としていないという結果となりました。



広島大学 神谷研二教授から説明



住民懇談会及び今後の対応【説明：原子力災害現地対策本部】

《開会日：平成27年5月25日・6月17日》



原子力災害現地対策本部長による説明(高木経済産業副大臣)

原子力災害対策本部による住民懇談会が4月25日から5月10日の間に計12回開催、合計478名の方々が出席し様々な意見が出された。

◆懇談会における意見概要

Q. ダム湖底浚渫。

A. 飲料水安全対策等の丁寧な説明と施設見学など安心に対する更なる工夫を検討。

Q. 原発に対する不安。

A. 安全確保の取組の継続と説明に努める。

Q. 買い物、医療、福祉等の施設の充実。

A. 事業者等に対する事業再開依頼や県立診療所ややまゆり荘等の再開に向けた取組みを実施。

Q. 放射線量・除染に対する不安。

A. 不安な個所等の調査と結果に応じたフォローアップ除染の実施。丁寧な説明や相談会を引き続きの実施。

Q. 住宅について修繕業者の手配や修繕に伴う廃材の処理

A. 住宅再建相談や業者紹介の継続実施。廃材処分は個別に対応する。

◆避難指示解除

帰還を希望される方々がお盆前にはふるさとでの生活を取り戻せるよう、避難指示解除に向けた手続きを進めたいと考えている。解除後も支援策をしっかりと実施していく。

◆質疑概要

Q. 住居や医療等は未だ計画のみ、生活環境が整っていない。現地が整備されてから解除すべき。

A. 生活に対する不安は重く受け止めるが、解除については、現状の強制的避難に対する規制並びに避難に伴う悪影響の緩和という考え方である。

Q. 準備宿泊を延長すべきではないか。

A. 実態を踏まえ、帰還したい方が制限無く家に帰れるようにしたい考え。

Q. 解除まで余裕が無い。課題解決には時間が必要。町民等の意見を聞くべき。

A. これまで様々な場で意見等を集約してきており、そこでの課題は解除後もしっかり解決に向け努めていく。今回の意見も受け止め中身の検討を重ねたいと思う。

## 楡葉町除去土壌等輸送車両の運行（案）【説明：環境省】

《開会日：平成27年5月19日》

本格輸送を安全かつ確実に実施するため試験輸送（パイロット輸送）を実施する。

▽試験輸送地区

下小埜・波倉・乙次郎・山田浜（小堤含む）の仮置場から双葉町の保管場へ輸送する。

▽対象・数量

対象 除染土壌（不燃物）

数量 1,000m<sup>3</sup>（大型土のう部袋1,000袋程度）

※下小埜、波倉、乙次郎、山田浜が各100袋、小堤が609袋。

▽搬出の期間

3ヶ月程度（作業時間7：30～18：00）

▽輸送車両には運搬車と解るように明示する。

### ◆質疑概要



環境省福島復興再生事務所による説明

Q. 線量別に積載制限は行なうのか。

A. 制限はないが全車両測定を実施し、線量等を記載したカードを配布する。

Q. 横転等の事故時の対応は。

A. 企業体と連携し急行できる体制をとっている。

Q. 輸送ルートについて。

A. 住民の意見等により見直しをする可能性がある。

Q. 他の地域でのパイロット輸送で問題が起きているか。

A. 現在のところ大きな問題はない。

## 請願・陳情書を提出される方へ

請願・陳情書の記載内容や添付書類などに不備がある場合、受け付けが出来ないことがありますので、ご注意ください。

### 《留意事項》

- ・一つの案件ごとに作成。
- ・提出年月日、住所、氏名、電話番号を記載し押印。
- ・請願者が多数の場合は、ほか〇〇名と付記し、別紙として、全員分の住所、氏名、押印がされている連名書または同意書等を添付。
- ・請願には必ず、議員1名以上の署名押印が必要（陳情の場合必要なし）。
- ・内容には、何をどの様に処理してほしいか等具体的に明記。
- ・意見書や要望書等の提出を求める場合は、その案文を必ず添付。
- ・提出は、次期定例会のおおよそ10日前までに提出。
- ・その他、関係する書類等があれば添付。

<p>(表紙) 【請願書の様式例】</p> <p>※特に様式に決まりはありませんが、原文に記載された事項について明記の上、提出してください。</p> <p>〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)書</p> <p>紹介議員 氏 名 印 (陳情の場合は、紹介議員は不要)</p>	<p>(本文)</p> <p>1 件名 〇〇〇に関する請願(陳情)書 (内容を端的に表す件名を書く)</p> <p>2 請願(陳情)の趣旨 (請願(陳情)の目的を簡潔に書く)</p> <p>3 内容 (請願(陳情)の内容やどのような対応をしてほしいかを具体的に書く。なお、意見書等の提出の場合は意見書案文を添付し、提出先等を明記。)</p> <p>上記のとおり請願(陳情)いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>楡葉町議会議長 青木 基 様</p> <p>請願者 住所(県から記入) 氏名 印 電話番号</p>
--	---

◆お問い合わせ先 楡葉町議会事務局 ☎0246-25-2551



# 議会の活動等について【4月～6月】

日付	4 月
1	辞令交付式（いわき市）
2	教職員着任式（いわき市）
3	経済産業副大臣と議会との意見交換会（いわき市）
6	榎葉南・北小学校入学式（いわき市）
	榎葉中学校入学式（いわき市）
7	あおぞらこども園入園式（いわき市）
12	高久第10仮設自治会花まつり（いわき市）
13	復興副大臣・政務官等との意見交換会（福島市）
15	薩摩川内市議会来庁（いわき市）
17	例月出納検査（いわき市）
19	双葉支部春季連合検閲式（榎葉町）
20	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会調査（榎葉町）
日付	5 月
12	
13	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会研修（広島県）
14	
15	議会運営委員会（いわき市）
18	双葉地方広域市町村圏組合議会保健衛生常任委員会（広野町）
19	平成26年第4回5月榎葉町議会臨時会（いわき市）
	榎葉町議会全員協議会（いわき市）
20	町村議会広報研修会（郡山市）
21	福島県原子力発電所所在町協議会幹事会（榎葉町）
	双葉地方広域市町村圏組合議会消防厚生常任委員会（広野町）

22	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会（広野町）
23	南北小学校春季大運動会（いわき市）
25	榎葉町議会全員協議会（いわき市）
	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会調査（いわき市）
26	全国町村議会議長・副議長研修会（東京都）
27	
28	全国原子力発電所所在市町村協議会総会（東京都）
29	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会（広野町）
	第1回双葉地方土地開発公社理事会（広野町）
	福島県原子力発電所所在町協議会総会（榎葉町）
日付	6 月
3	議会運営委員会（いわき市）
4	榎葉町議会合同委員会（榎葉町）
5	福島県町村議会議長会第1回定期総会（福島市）
	双葉地方町村議会議長会議長・事務局長研修会（福島市）
9	
10	平成27年6月榎葉町議会定例会（榎葉町）
11	
15	あやめ祭（会津美里町）
16	例月出納検査（いわき市）
17	榎葉町議会全員協議会（榎葉町）
18	例月出納検査（榎葉町）
24	双葉地方町村会・議長会要望活動（東京都）
25	

## 楡葉町議会が優良議会として表彰を受けました



6月5日に開催されました平成27年度福島県議会議長会総会において、楡葉町議会の活動が認められ、優良議会として表彰されました。

震災以降の議会の活動が高く評価され、受賞の栄誉を得ることができました。

今後もこれに慢心することなく、誠心誠意、町復興のため邁進してまいります。

## 平成27年9月定例会は、9月中旬ごろ開催の予定です。

【開会日は、予定ですので変更となる場合があります。予めご了承ください。】

### ● 場 所

楡葉町役場庁舎 3階 議場  
(双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5-6)

### 《問い合わせ先》

楡葉町議会事務局

☎ (楡 葉) 0240-23-6132

(いわき) 0246-25-5561

Fax 0246-25-5564



※議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。

なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。

### ◆ 傍聴の際守っていただくこと ◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないよう設定すること。又、通話、撮影、録音を行わないこと。
- ②傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- ③議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ④談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- ⑤飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥みだりに席を離れないこと。
- ⑦不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ⑧その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。